

医療関連感染対策委員会規程

第1章 総 則

<目 的>

第1条 この規程は、医療関連感染対策委員会の設置ならびに、運営に関して定めるものとする。

この委員会は、当院における入院患者ならびに従業員の院内感染に関する重要事項を調整審議し、当院の院内感染対策をより効果的に推進する。

又、院内感染防止に留意し、感染症発生の際には、拡大防止のため、その原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。

<委員会の設置>

第2条 第1条の目的を達成するため、医療法人榎本会 榎本病院内に医療関連感染対策委員会を置く。

<委員の任期>

第3条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

委員に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとする。ただし、補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第2章 委 員 会

<委員会の名称>

第4条 この委員会は、医療法人榎本会 榎本病院 医療関連感染対策委員会（以下、{ 委員会 }という）と称する。

<委員会の業務及び運営>

第5条 委員会は院内感染に関して、病院に対する諮問機関として次にあげる事項を調整・審議する。

1. 病院長を含む各専門職を構成員として組織する委員会を設け、毎月1回定期的に会議を開催して院内感染対策を行う。
委員長は構成員から病院長が任命する。
緊急時には、臨時会議を開催する。
2. 委員会は、次の内容の協議・推進を行う。
 - ① 院内感染対策及びマニュアルの作成・見直し
 - ② 感染対策に関する資料の収集と職員への周知
 - ③ 職員研修の企画
 - ④ 異常な感染症が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
 - ⑤ 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項
3. 委員・職員は、職種・職位に関わらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。

4. 委員はその職務に関して知り得た事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものは委員会及び病院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。
5. 下記に掲げる物を診断した時は、{感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律}に定める期日内に保険所を通じて都道府県知事へ届け出る。

<委員会の構成>

第6条 委員会は次の委員をもってこれを構成する。

委員長	副院長
副委員長	看護部長
書記	看護師長

1 委員

- 病院長
- 事務長
- 医療連携室師長
- 医療安全管理者
- 薬局長
- 検査室室長
- 各看護師長
- 栄養管理室室長
- 健康管理課課長
- リハビリ室室長
- 医事・診療情報管理課長
- システム管理課長
- ほか、病院長が任命するもの

<委員の任務>

第7条 委員の任務は次にあげるとおりとする。

1. 委員長は委員会の議長となり、総括する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が任務遂行する事が不可能になったときは委員長を代理する。
3. 委員は、委員会に出席して審議事項を審議する。

<委員会の運営>

第8条 委員会の運営は、次に定める事とする。

1. 委員会は月1回定期的に開催する。
ただし、委員の半数以上から請求があった時、又、委員長が認めたときには開催することができる。
2. 委員長は委員会を招集し、議長として議事の総括にあたる。
3. 委員会は3分の2以上の出席をもって、成立する。
4. 委員長が必要と認めたときは、委員でないものを委員会に出席させ、意見及び説明を求めることができる。

5. 委員は出席委員の3分の2以上をもって可決できる。

- 第9条 1. 議長は、委員会の決議事項中に重要事項がある場合、病院に対して意見を具申する。
2. 委員長は、決定事項について実行化を要すると認めた場合には、組織に対して実行化の措置を講ずるものとする。

<議事録の作成>

第10条 委員会の議事については、議事録を作成し、2年間これを保存しなければならない。

<改 廃>

第11条 当規程の改廃は、委員会において起案し、審議の上、行う。

附則

当規程は、平成21年4月1日より施行する。

平成21年9月11日改訂

平成27年11月12日改訂

令和2年3月1日変更なし

令和4年3月11日変更なし